

## 六条御息所の禁止表現

——『源氏物語』における「な」と「なそ」——

井野 葉子

はじめに

死期を迎えて娘前齋宮の行く末を案じた六条御息所が、見舞いに訪れた源氏に対して次のような言葉を残す。

「いと難きこと。まことにうち頼むべき親などにて見ゆづる人だに、女親に離れぬるは、いとあはれなることにこそはべるめれ。まして、思ほし人めかさむにつけても、あぢきなき方やうちまじり、人に心もおかれたまはむ。うたてある思ひやりごとなれど、かけてさやうの世づいたる筋に思しよるな。うき身を つみはべるにも、女は思ひの外にても思ひを添ふるものになむはべりければ、いかでさる方をもて離れて見たてまつらむと思うたまふる」

(落標三二一～三二二頁)

娘の世話を源氏に託し、源氏も心を込めて世話をすると誓ってくれたが、六条御息所がどうしても避けたかったのは、源氏が娘を妻としてしまうことであった。そこで六条御息所は禁止表現を使つて「娘を妻にはしてくるな」と源氏に釘をさす。その言葉が、傍線部「かけてさやうの世づいたる筋に思しよるな」(「決してそのような恋愛の対象として(娘を) 思いなざるな」)である。ここで六条御息所は「な思しよりそ」ではなく「思しよるな」という表現を使つた。この六条御息所の禁止表現がいかに特異であるのか、そこから六条御息所のどのような心中が読み取れるのかを考えてみたい。

かつて私は、山田昌裕との共同研究でこのテーマについて論じたことがあったが、その折は紙幅の都合上、『源氏物語』の「な」と「なそ」の全用例を挙げて論証することができなかった。そこで本稿では、『源氏物語』における「な」と「なそ」の全用例を挙げて両者の表現の違いを提示した上で、丁寧な読み取りを試みたい。

## 一 『源氏物語』の「な」と「な―そ」の違いについての研究史

同じ禁止表現でも「な」の方が「な―そ」よりも強い禁止とされているが、その両者の違いについて、特に『源氏物語』における両者の違いについての研究史を辿りたい。

早くは近世、安永七年（一七七八）刊の富士谷成章『あゆひ抄』が、「な」は全面的禁止で「な―そ」は部分的禁止であるという説を出していた。たとえば、行くこと自体を全面的に禁止する場合には「行くな」、西へ行つてもよいが東へ行くのを禁止する場合は「な行きそ」であると成章は言う。その息子富士谷御杖も文化四年（一八〇七）刊の『俳諧天爾波抄』において父の説を受け継いでいた。

ところが、富士谷父子の説を批判したのが一九三〇年代に刊行された松尾捨次郎『國語法論攷』<sup>2</sup>である。松尾は様々な用例を挙げて、富士谷成章の説くような全面的禁止と部分的禁止などという区別は見られないことを論じている。この松尾の富士谷批判以降、富士谷の説は退けられて今日に至っている。

中古散文作品、特に『源氏物語』に的を絞ると、一九五〇年代に大野晋<sup>3</sup>が『源氏物語』の「な」と「な―そ」について、身分上下関係によって使い分けがあると述べている。「な」は上位から下位へ、主から従へ、親から子へ、夫から妻へなどの上下関係がある場合に限定されるのに対して、「な―そ」は上下関係に限定されない。「な」

は上下の差のある絶対的な禁止表現であるのに対して、「な―そ」は依頼的、懇願的な禁止表現であると大野は言う。

一九七〇年代初めには、佐藤宣男<sup>4</sup>が中古散文作品を対象としたさらなる詳細な調査をし、以下のことを明らかにしている。「な」と「な―そ」は和文脈の用語であること。全て会話文に用いられること。「な」は男性がよく使い、女性はあまり使わず、その傾向が顕著なのが『源氏物語』であること。上下関係については、『宇津保物語』と『源氏物語』を調査した結果、「な」は同等以下の者に対して用いられ、上位の者に対して用いることは極めて稀であるのに対して、「な―そ」は上位にも対しても下位に対しても使用範囲が広いこと。佐藤のこれらの見解は、『源氏物語』についての大野の見解とほぼ一致している。

一九七〇年代後半には、細川英雄<sup>5</sup>が、中古散文作品を対象として調査し、「な」も「な―そ」も上位から下位への表現が八割以上占めていることから、「な」と「な―そ」はほとんどが上位から下位に対する表現であつて、身分上下関係による差異の規定は困難であるとする。

細川の主張は一見、大野や佐藤の身分上下による使いわけ説を批判しているように見えるが、調査結果について両者はそれほど隔たっているわけではない。大野と佐藤は、数は少なくとも「な―そ」が下位から上位に対して使う例があることを重視する立場である。一方、細川は、「な―そ」も八割以上が上位から下位に対する表現



「なーそ」

男……………①②⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

女……………③④⑪⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

「な」全六四例を一〇〇%、「なーそ」全九三例を一〇〇%として、使用者が男か女か物怪か、割合を算出して比較したものが表一である。

【表一】

合計	物怪	女	男	
64例 (100%)	1例 (2%)	9例 (14%)	54例 (84%)	な
93例 (100%)	0例 (0%)	30例 (32%)	63例 (68%)	なーそ

「な」全六四例のうちの八四%が男性の使用によるもので、女性の使用はわずか一四%である。「なーそ」は全九三例のうちの六八%が男性による使用で、女性の使用は三二%である。「な」の方が「なーそ」よりも男性の使用率が高い。「な」は強い表現ゆえ、女性はその使用を避ける傾向があったと考えてよいであろう。

次に「な」と「なーそ」がどの程度、聞き手に対する尊敬表現を伴っているかどうかを見てみよう。和歌では尊敬語が使われないので、和歌における用例(「な」は②⑫⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺、「なーそ」は⑪⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺)を除外して統計を取った。また、第三節で挙げる「なーそ」の④の用例は風俗歌の歌詞を引用したものであるため除外した。用例番号を尊敬表現か非尊敬表現かによって分類すると次のようになる。

「な」

尊敬表現……………⑦⑨⑩⑪⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

③④⑤⑥⑧⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

非尊敬表現……………①③④⑤⑥⑧⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

「なーそ」

尊敬表現……………①②④⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

非尊敬表現……③⑤⑬⑭⑮⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

「な」全五五例を一〇〇%、「なーそ」全八六例を一〇〇%として、尊敬表現を伴っているか否かの割合を算出して比較したのが表二である。

禁止表現は相手にその行為をしないよう要求するものであるため、命令口調になればなるほど尊敬表現が使われなくなることが予想される。「な」全用例のうちの三三%が尊敬表現を伴わず、「なーそ」全用例のうちの二四%が尊敬表現を伴っていない。「な」の方が「なーそ」よりも尊敬表現を伴わない率がやや高く、より命令口調であることが窺える。

【表二】

	尊敬表現	な	なーそ
合計	37例 (67%)	55例 (100%)	86例 (100%)
	非尊敬表現	37例 (67%)	21例 (24%)
	合計	37例 (67%)	21例 (24%)

逆に、「な」全五五例のうちの六七%が尊敬表現を伴い、「なーそ」の全八六例のうちの七六%が尊敬表現を伴っている。「なーそ」の方が尊敬表現を伴う割合がやや高いので、相手に敬意を示しながら禁止を願うニュアンスがあると言える。

かつて此島正年<sup>(7)</sup>は、『源氏物語』において、「な」が尊敬動詞に用いられた例は五六%で、「なーそ」が尊敬動詞に用いられた例は六九%という結果を出していて、それについて此島は、「なーそ」のほうにやや尊敬動詞の多いことを認めつつも、「有意的差といえるかどうか」と疑問を投げかけていた。

此島の言う通り、数値的に圧倒的な差というわけではない。しかし、「な」の方が尊敬表現を伴わない確率が高いことは事実なので、やはり「な」の方が命令の度合いが強いということは言えるであろう。

このように全体的な数値から見ると、「な」の方が「なーそ」より強い禁止であることが窺える。しかし、両者の違いをより明確にするためには、個々の用例に当たって見る必要がある。そこで、第三節と第四節では、禁止表現が用いられている例を一つ一つ具体的に見ていき、話し手と聞き手の関係について考えたい。

### 三 『源氏物語』における「なーそ」の全用例

この節では、『源氏物語』における「なーそ」の全九四例を挙げ

て分析する。

『源氏物語』の本文は新編日本古典文学全集に拠り、( ) 内に巻名、頁数を示す。用例の検索については『源氏物語語彙用例総索引 付属語篇 第二巻』(勉誠社、一九九六年)などを参考にした。「な―そ」は全て会話文に用いられる(手紙文も、文字として書かれた会話文として扱う。和歌も会話文として扱う)。誰が誰に対して「な」を使って禁止しているのかを「誰↓誰」で記し、その両者の関係については《男↓女》《女↓男》と記した。なお、恋愛感情を伴う男女関係については《男↓女》《女↓男》と記した。まだ男女関係にならなくても将来的には男女関係になるもの、男女関係にはならないが恋愛感情が含まれているものも、男女関係として扱った。また、和歌である場合は和歌と記した。「な―そ」には傍線を引いた。前節で述べたように、尊敬表現を伴っているかどうか調査対象であるため、尊敬表現については点線を引いた。

禁止表現は一種の命令であるから、細川の言うように「な―そ」も「な」も基本的には上位者から下位者に対して使われることが多い。上位者から下位者とは、具体的には《主人↓従者》、《親↓子》、《夫↓妻》、《男↓女》、《後见人↓被後见人》、《養父↓養女》などの関係である。問題は、下位者から上位者に対して使う例がどの程度あるかということである。そこで、下位者から上位者に対して使われている例については「誰↓誰」《両者の関係》の部分に二重傍線を引いておいた。

① 桐壺帝↓藤壺女御 《夫↓妻》

「な<sup>2</sup>疎<sup>2</sup>みたまひそ。…」

(桐壺四四頁)

② 殿上人↓浮気な女 《男↓女》

「…「手な<sup>1</sup>残いたまひそ」…」

(帚木七九頁)

※左馬頭の体験談の中で、ある殿上人から浮気な女に対する発言。

③ 空蟬↓源氏 《女↓男》

「…よし、今は見きとな<sup>1</sup>かけそ」

(帚木一〇二頁)

※「見きとなかけそ」の部分は「それをだに思ふこととてわが宿を見きとな言ひそ人の聞かくに」(『古今集』恋五・八一)を踏まえた引歌表現である。そのため、源氏に対する尊敬語が使われていないものと思われる。

④ 空蟬↓小君 《姉↓弟》

「…さば、な<sup>1</sup>参りたまひそ」

(帚木一〇七頁)

⑤ 源氏↓小君 《主人↓従者》

「よし、あこだにな<sup>1</sup>棄てそ」

(帚木一二三頁)

⑥ 源氏↓夕顔 《男↓女》

「あが君、生き出でたまへ、いと<sup>1</sup>いみじき目な<sup>1</sup>見せたまひそ」

(夕顔一六七頁)

⑦源氏↓若紫《男↓女》

「…な疎<sup>と</sup>みたまひそ」

(若紫二四三頁)

「…な泣いたまひそ」

(紅葉賀三二一頁)

⑬桐壺院↓源氏《親↓子》

「…女の恨みな負ひそ」

(葵一八頁)

⑧兵部卿宮↓若紫《親↓子》

「いとかう思ひな入りたまひそ。…」

(若紫二四八〜二四九頁)

⑭葵の上方の供人のうちの年配者↓若い者《上位者↓下位者》

「かくな」

(葵二二頁)

※「かくなせそ」の略。

⑨源氏↓若紫《男↓女》

「かう心憂<sup>しづ</sup>くなおはせそ。…」

(若紫二五七頁)

⑮葵の上方の供人↓葵の上方の供人《上位者↓下位者》か

「さばかりにては、さな言はせそ。…」

(葵卷二三頁)

⑩源氏↓命婦《主人↓従者》

「…咎<sup>とが</sup>なあらはされそ。…」

(末摘花二七〇頁)

⑯源氏↓葵上《夫↓妻》

「何<sup>なに</sup>ごともちかうな思し入れそ。…」

(葵卷三九頁)

⑪末摘花↓源氏《女↓男》和歌

「いくそたび君がしじまに負けぬらんものな言ひそといはぬたのみに…」  
(末摘花二八三頁)

⑰源氏(大将)↓三位中将(もと頭中将)

身分的には《上位者↓下位者》だが、親友だから《同等》か  
「…祖母殿<sup>おばあさま</sup>の上ないたう軽<sup>かろ</sup>めたまひそ」  
(葵五四頁)

※源氏が末摘花に詠みかけた歌の中で「あなた(末摘花)が私(源氏)に『ものな言ひそ』と言わないのを頼みにしてきたのに」と歌っている。

⑱惟光↓弁(若紫の乳母少納言の娘)《上位者↓下位者》

「…あなかしこ、あだにな」

(葵七四頁)

⑫源氏↓若紫《男↓女》

※「あだになせそ」の略。

①九 六条御息所↓松虫《作中人物↓景物》和歌

おほかたの秋の別れもかなしきに鳴く音な添へそ野辺の松虫

(賢木八九頁)

②五 桐壺院↓源氏《親↓子》

「…あながちにこの道な深く習ひそと諫めさせたまひて、…」

(絵合三八八〜三八九頁)

②十 源氏↓霧《作中人物↓景物》和歌

行く方をながめもやらむこの秋は逢坂山を霧なへだてそ

(賢木九五頁)

※源氏の帥宮に対する発言の中で、桐壺院が源氏に学問の道に深  
入りせぬよう誠めたことを語る。

②六 源氏↓明石の君《夫↓妻》

「うしろやすからぬ方にやなどはな疑ひたまひそ。…」

(薄雲四二八頁)

②一 源氏↓花散里《男↓女》和歌

「行きめぐりつひにすむべき月影のしばし曇らむ空ながめそ…」

(須磨一七五頁)

②七 大宮↓宰相の君(夕霧の乳母)《主人↓従者》

「いで、むつかしきことな聞こえられそ。…」

②二 五節↓源氏《女↓男》

「…人な咎めそ」

(須磨二〇五頁)

②八 大宮↓夕霧《祖母↓孫》

「…かくなものしたまひそ。…」

②三 源氏↓花散里《男↓女》

「空ながめそ」と頼めきこえたまひしをりのことものたまひ出  
でて、

(濬標二九八頁)

②九 少式↓息子たち《親↓子》

「…わが身の孝をば、な思ひそ」

※「空ながめそ」は②一の源氏の和歌を指す。

③〇 大夫監↓玉鬘の乳母《上位者↓下位者》

「…さらにな思し憚りそ。…」

②四 源氏↓六条御息所《男↓女》

「…さらうしろめたくな思ひきこえたまひそ」

(濬標三二二頁)

※大夫監は、玉鬘の乳母の夫である大宰少式より格下の官職であ  
(玉鬘九七頁)



り、都の文化を知らない無骨な田舎者という人物造形をされているが、この九州の地においては実力者なので、夫と死別して頼る者としてない乳母よりも大夫監の方が上位者であると考えた。  
③も同様である。

③① 大夫監↓玉鬘の乳母《上位者↓下位者》  
「…な思し悔りそ」

(玉鬘九八頁)

③② 源氏↓玉鬘《養父↓養女》  
「…もて離れてな聞こえたまひそ。…」

(螢一九七頁)

③③ 源氏↓紫の上《夫↓妻》  
「姫君の御前にて、この世馴れたる物語などな読み聞かせたまひそ。…」  
(螢二二五頁)

③④ 源氏↓玉鬘《養父↓養女》  
「…はしたなくも、なさし放ちたまひそ」  
(常夏二二八頁)

③⑤ 内大臣(もと頭中将)↓雲居雁《親↓子》  
「…なしばしなびきたまひそ。…」  
(常夏二四〇頁)

③⑥ 内大臣(もと頭中将)↓弘徽殿女御《親↓子》

「…な笑はせさせたまひそ。…」  
(常夏二四一頁)

③⑦ 近江の君↓五節《主人↓従者》  
「…今はひとつ口に言葉なませられそ。…」  
(常夏二四七頁)

③⑧ 源氏↓従者《主人↓従者》  
「…ごとごとしく前駆な追ひそ」  
(野分二七七頁)

③⑨ 鬚黒大将↓北の方《夫↓妻》  
「…人聞きかたはになのたまひなしそ」  
(真木柱三六一頁)

④⑩ 式部卿宮↓北の方《夫↓妻》  
「…口にまかせてなおとしめたまひそ。…」  
(真木柱三七五頁)

④① 源氏が歌う風俗歌「鴛鴦」の歌詞の一節  
あづまの調べをすが搔きて、「玉藻はな刈りそ」とうたひすさびたまふも、  
(真木柱三九三頁)

④② 内大臣(もと頭中将)↓近江の君《親↓子》  
「…今はなまじらひそ」  
(真木柱三九八頁)

④③ 源氏↓紫の上《夫↓妻》

「いたうな過ぐしたまひそ。…」  
(梅枝四一六頁)

④4 源氏↓紫の上《夫↓妻》

「…心なおきたまひそよ。…」  
(若菜上五二頁)

④5 紫の上↓朱雀院《下位者↓上位者》和歌

背く世のうしろめたくはさがりがたきほだしをしひてかけな離れそ  
(若菜上七六頁)

④6 源氏↓女三の宮《夫↓妻》

「…隔ておきてなもてなしたまひそ」  
(若菜上八八頁)

④7 明石入道↓明石の君《親↓子》

「…命終はらむ月日もさらにな知ろしめしそ。…」  
(若菜上一一五頁)

④8 明石の君↓明石の女御《親↓子》

「…疎き人にはな漏らさせたまひそ。…」  
(若菜上一二三頁)

④9 明石の君↓源氏《妻↓夫》

「…なさかしがり聞こえさせたまひそ」  
(若菜上一二五頁)

⑤0 小侍従(女三の宮付きの女房)↓柏木《下位者↓上位者》和歌  
いまさらに色にな出でそ山桜およばぬ枝に心かけきと  
(若菜上一四九〜一五〇頁)

⑤1 源氏↓紫の上《夫↓妻》

「…かくな思しそ。…」  
(若菜下二二六頁)

⑤2 柏木↓小侍従《上位者↓下位者》

「…はしたなくつききりなることなたまひそよ」  
(若菜下二二二頁)

⑤3 源氏↓人々《上位者↓下位者》

「…ひたぶるにな騒ぎそ」  
(若菜下二三四頁)

⑤4 源氏↓女三の宮《夫↓妻》

「…いたくな軽めたまひそ。…」  
(若菜下二六九頁)

⑤5 致仕の大臣(もと頭中將)↓人《上位者↓下位者》

「我にな聞かせそ。…」  
(柏木三三七頁)

⑤6 夕霧↓従者《主人↓従者》

「…ここに人あまた声なせそ。…」  
(夕霧四〇四頁)

⑤7 夕霧↓雲居雁《夫↓妻》

「いで、このひが言ことな常とこにのたまひそ。…」  
(夕霧四三一頁)

⑤8 夕霧↓少将の君(落葉の宮付きの女房)《上位者↓下位者》

「…な放ちたまひそ。…」  
(夕霧四四九頁)

⑤9 少将の君(落葉の宮付きの女房)↓夕霧《下位者↓上位者》

「…ひたぶるなる御心ごこころな使つかはせたまひそ」  
(夕霧四六七頁)

⑥0 雲居雁↓夕霧《妻↓夫》

「…なほかくだにな思おもし出いでそ。…」  
(夕霧四七三頁)

⑥1 夕霧↓姫君《親↓子》

「母君の御教ごしやうへになかなひたまうそ。…」  
(夕霧四八五頁)

⑥2 薫↓弁《上位者↓下位者》

「…言ことな残こぼいたまひそかし」  
(橋姫一四五頁)

⑥3 八の宮↓大君と中の君《親↓子》

「なからむほど、心細こまくな思おもしわびそ。…」  
(椎本一八七頁)

⑥4 八の宮↓大君と中の君《親↓子》

「…何なにことも思おもふにえかなふまじき世よを。な思おもし入いれそ」  
(椎本一八七頁)

⑥5 阿闍梨↓八の宮

《法の師↓弟子》だが身分身分的には《下位者↓上位者》

「いまさらにな出いでたまひそ」  
(椎本一八八頁)

⑥6 薫↓大君《男↓女》

「…うたて、な怖おそちたまひそ。…」  
(総角二三四頁)

⑥7 大君↓薫《女↓男》

「…なほ、いとかく、おどろおどろしく心こころ憂うれく、なとり集あめまど  
はしたまひそ。…」  
(総角二六六頁)

⑥8 薫↓大君《男↓女》

「…ひたぶるになうち棄すてさせたまひそ」  
(総角二六七頁)

⑥9 大君↓中の君《姉↓妹》

「…憎にくしとな思おもし入りそ。…」  
(総角二七二頁)

⑦0 明石の中宮↓匂宮《親↓子》

「…何なにことももの好このましく立たてたる心こころなつかひたまひそ。…」

⑦① 匂宮↓峰の松風《作中人物↓景物》和歌  
(総角二七六頁)

秋はててさびしさまさる木のもとを吹きなすぐしそ峰の松風  
(総角二九七頁)

⑦② 薫↓大君《男↓女》  
「…心焦<sup>い</sup>られして、な恨<sup>い</sup>みきこえたまひそ」  
(総角三〇六頁)

⑦③ 薫↓大君《男↓女》  
「…うしろめたくな思ひきこえたまひそ」  
(総角三三八頁)

⑦④ 匂宮↓中の君《夫↓妻》  
「…罪深くな思ひしないぞ」  
(総角三三七頁)

⑦⑤ 大君↓薫《女↓男》  
かの、他人<sup>ひと</sup>とな思ひわきそと譲りたまひし心おきて  
(早蕨三五二頁)

※地の文で、生前の大君が薫に対して「妹を自分とは違う他人だと区別しないでほしい」と譲った意向について語っている。

⑦⑥ 薫↓中の君《男↓女》あるいは《後見人↓被後見人》

「…例の、はしたなくなさし放たせたまひそ。」  
(早蕨三五四頁)

⑦⑦ 中の君付きの女房↓中の君《従者↓主人》  
「世の常に、うとうとしくなもてなしきこえさせたまひそ。」  
(早蕨三六八頁)

⑦⑧ 匂宮↓中の君《夫↓妻》  
「…ひとり月な見たまひそ。」  
(宿木四〇二頁)

⑦⑨ 常陸守↓仲人《上位者↓下位者》  
「このごろの御徳などの心もとなからむことはなのたまひそ。」  
(東屋三〇頁)

⑦⑩ 大輔(中の君付きの女房)↓中の君《従者↓主人》  
「…人にくくはしたなくも、なのたまはせぞ。」  
(東屋四〇頁)

⑦⑪ 少将↓右近《中の君付きの女房同士》  
「…をこがましく、あまりなおびやかしきこえたまひそ」  
(東屋六五頁)

⑦⑫ 浮舟の乳母↓浮舟《従者↓主人》

「…な思し屈せぞ。」

(東屋六七〜六八頁)

⑧3 中の君↓浮舟《姉↓妹》

「例ならずつつましき所など、な思ひなしたまひぞ。」

(東屋七二頁)

⑧4 弁の尼↓浮舟付きの女房たち《上位者↓下位者》

「…うしろめたうな思ひたまひぞ。」

(東屋九三頁)

※弁の尼は薫に信頼されて特別な庇護を受けているので、常陸守の継娘の女房よりも上位にあると思われる。

⑧5 中の君↓少将(中の君付きの女房)《主人↓従者》

「…幼き人な腹立てぞ」

(浮舟一一三頁)

⑧6 浮舟↓浮舟付きの女房たち《主人↓従者》

「…かの御事なかけても言ひぞ。」

(浮舟一二二頁)

⑧7 匂宮↓時方《主人↓従者》

「いみじくかしづかるめる客人の主、さてな見えそや」

(浮舟一五三頁)

⑧8 右近(浮舟付きの女房)↓浮舟《従者↓主人》

「…ものないたく嘆かせたまひぞ。」

(浮舟一七九頁)

⑧9 侍従↓右近《浮舟付きの女房同士》

「うたて恐ろしきまでな聞こえさせたまひぞ。」

(浮舟一七九頁)

⑨0 右近(浮舟付きの女房)↓浮舟《従者↓主人》

「かくな思しめしぞ。」

(浮舟一八二頁)

⑨1 薫↓右近(浮舟付きの女房)《上位者↓下位者》

「…我には、さらにな隠しぞ」

(蜻蛉二三四頁)

⑨2 横川の僧都↓母尼《子↓親》

「…念仏よりほかのあだわざなせそとはしたなめられしかば、…」

(手習三三〇頁)

※母尼から中将に対する発言の中で、横川の僧都が母尼を諫めた言葉を引用している。

⑨3 匂宮↓明石の中宮《子↓親》

「…さなのたまひそなど聞こえおきたまひければや、…」

(手習三六六頁)

※薫の心内語で、匂宮が明石の中宮に「薫に言わないでくれ」と口止めたのかと邪推している。

⑨4 妹尼↓浮舟《庇護者↓被庇護者》あるいは《養母↓養女》  
「…いとかくうたてなおはせそ。」 (夢浮橋三九一頁)

以上が、『源氏物語』における「な―そ」の全九四例である。禁止する人とされる人との身分上下関係はどうであろうか。

④1の風俗歌の歌詞の引用を除いた九三例のうち、和歌において景物に対するものが三例(①9②0⑦1)、同等の間柄に対するものが三例(①7⑧1⑧9)、上位者から下位者に対するものが六九例あり、それらを合計した七五例が上位者から下位者、もしくは同等の者に対する禁止であり、その割合は八一%である。

下位者から上位者に対して用いられているのは一八例で、その割合は一九%である。以下、その一八例の「誰↓誰」《両者の関係》を再び挙げる。

- ③ 空蟬↓源氏《女↓男》
- ①1 末摘花↓源氏《女↓男》和歌
- ②2 五節↓源氏《女↓男》
- ④5 紫の上↓朱雀院《下位者↓上位者》和歌
- ④9 明石の君↓源氏《妻↓夫》
- ⑤0 小侍従(女三の宮付きの女房) ↓柏木《下位者↓上位者》和歌
- ⑤9 少将の君(落葉の宮付きの女房) ↓夕霧《下位者↓上位者》
- ⑥0 雲居雁↓夕霧《妻↓夫》

⑥5 阿闍梨↓八の宮《法の師↓弟子》だが《下位者↓上位者》

⑥7 大君↓薫《女↓男》

⑦5 大君↓薫《女↓男》

⑦7 中の君付きの女房↓中の君《従者↓主人》

⑧0 大輔(中の君付きの女房) ↓中の君《従者↓主人》

⑧2 浮舟の乳母↓浮舟《従者↓主人》

⑧8 右近(浮舟付きの女房) ↓浮舟《従者↓主人》

⑨0 右近(浮舟付きの女房) ↓浮舟《従者↓主人》

⑨2 横川の僧都↓母尼《子↓親》

⑨3 匂宮↓明石の中宮《子↓親》

④5や⑤0のように、日常語では上位者に対して言いにくいことも、折り目正しい和歌という表現方法であれば礼を失わずに言うことができるのかもしれないが、それにしても④5では源氏の一介の妻である紫の上がかつては帝位に就いていた高貴な朱雀院に対して使っているし、⑤0では一介の女房の小侍従が右衛門督兼宰相の柏木に対して使っている。男女関係で見れば、①1のように末摘花が源氏に対して使うことが想定されているし、⑥7や⑦5のように大君が薫に対して使っている。③や②2のように空蟬や五節など身分の低い女性から身分の高い源氏に対しても使っている。④9は娘が春宮の男子から自分で自信を付けた明石の君、⑥0は夫に対して気強い態度を取る雲居雁という話し手の状況があるものの、妻から夫に対して使っている。ま

た、⑤⑨のように直接の主従関係ではない女房が柏木や夕霧などの高貴な人物に対して使っている。⑦⑧⑨⑩では、従者である女房が、中の君や浮舟などの主人に対して使っている。親子関係で言えば、⑪や⑫のように、息子から母親に対して使ったり、使うことが想定されたりしている。⑬については、法の師から弟子に対するものではあるが、身分の格差を考えれば下位者から上位者ということになる。

細川の言うように八割以上が上位者から下位者へ向けて使うにしても、この一八例を見れば、明らかに下位者から上位者に対しても使っているのが、やはり、大野や佐藤の言うように、「な―そ」は身分の上下に限定されないと行ってよいのではないか。「な―そ」は禁止表現というものの、上位者に対しても使うことができる、柔らかい表現であったのではないか。

#### 四 『源氏物語』における「な」の全用例

この節では、『源氏物語』における「な」の全六四例を挙げる。挙げ方については、第三節の冒頭で「な―そ」の挙げ方について説明したのと同様である。「な」についても全て会話文において使われている。

① 桐壺更衣の父大納言↓桐壺更衣の母北の方《夫↓妻》

「…故大納言、いまはとるまで、ただ、『この人の宮仕の本意、かならず遂げさせたてまつれ。我亡くなりぬとて、口惜しう思ひくづほるな』と、かへすがへす諫めおかれはべりしかば、…」  
(桐壺三〇頁)

※桐壺更衣の母北の方が、朝負命婦に対する発話の中で、自分への夫の遺言を引用している。

② 源氏↓夕顔《男↓女》和歌

優婆塞が行ふ道をしるべにて来む世も深き契りたがふな  
(夕顔一五八頁)

③ 源氏↓廢院の管理人《主人↓従者》

「…さらに心より外に漏らすな」  
(夕顔一六〇頁)

④ 源氏↓滝口の男《主人↓従者》

「…かの尼君などの聞かむに、おどろおどろしく言ふな。…」  
(夕顔一六八頁)

⑤ 源氏↓惟光《主人↓従者》

「…少将命婦などにも聞かすな。…」  
(夕顔一七六頁)

⑥ 源氏↓夢占いをする者《主人↓従者》

「…この夢合ふまで、また人にまねぶな」  
(若紫二三四頁)

⑦ 若紫付きの女房↓若紫《従者↓主人》

「…あなかしこ、もののついでに、いはけなくうち出できこえさせたまふな」  
(若紫二五〇頁)

⑧ 兵部卿宮↓若紫付きの女房《主人↓従者》

「…今日も宮渡らせたまひて、『うしろやすく仕うまつれ、心幼くもてなしきこゆな』とのたまはせつるも、…」  
(若紫二五〇頁)  
※少納言(若紫の乳母)から惟光への発言の中で、女房に対する兵部卿宮の誠めの言葉を引用している。

⑨ 源氏↓若紫《男↓女》

「平中がやうに色どり添へたまふな。…」  
(末摘花三〇六頁)

⑩ 桐壺院↓朱雀帝《親↓子》

「…その心違へさせたまふな」  
(賢木九六頁)

⑪ 右大臣↓弘徽殿太后《親↓子》

「…内裏にも奏せさせたまふな。…」  
(賢木一四九頁)

⑫ 朱雀帝↓源氏《上位者↓下位者》和歌

宮柱めぐりあひける時しあれば別れし春のうらみのこすな

⑬ 源氏↓紫の上《夫↓妻》

「…憎みたまふなよ」  
(濔標二九一頁)

⑭ 六条御息所↓源氏《女↓男》

「…うたてある思ひやりごとなれど、かけてさやうの世づいたる筋に思しよるな。…」  
(濔標三一頁)

⑮ 源氏↓前齋宮付きの女房《上位者↓下位者》

「御乳母たちに、心にまかせたること、ひき出だし仕うまつるな」  
(濔標三一八頁)

⑯ 明石の入道↓明石の尼君と明石の君《夫↓妻、親↓子》

「…命尽きぬと聞こしめすとも、後のこと思しいとなむな。…」  
(松風四〇六頁)

⑰ 明石の入道↓明石の尼君と明石の君《夫↓妻、親↓子》

「…避らぬ別れに御心動かしたまふな」  
(松風四〇六頁)

⑱ 源氏↓齋宮の女御《養父↓養女》

「…よし、今よりは憎ませたまふなよ。…」  
(薄雲四六三頁)



①9 源氏↓朝顔姫君付きの女房《上位者↓下位者》

「いとかく世の例なれになりぬべきありさま漏こぼらしたまふなよ、ゆめゆめ。…」  
(朝顔四八六頁)

②0 宰相の君(夕霧の乳母) ↓雲居雁《下位者↓上位者》

「…殿は他たさまに思おもひなることおはしますとも、さやうに思おもひなびかせたまふな」  
(少女五五頁)

※この時、雲居雁は十四歳。

②1 夕霧↓惟光の娘《上位者↓下位者》あるいは《男↓女》和歌

あめにますとよをかひめの宮人もわが心ざすしめを忘るな  
(少女六一頁)

②2 源氏↓右近《主人↓従者》

「いまさらにかひなきことによりて、わが名もらすな」  
(玉鬘八八頁)

②3 源氏↓玉鬘《養父↓養女》

「…思おもひ疎とほむなよ」(胡蝶一八六頁)

②4 鬘黒↓北の方《夫↓妻》

「…世の人にも似ぬ御ありさまを、見たてまつりはてんこそは、

ここら思おもひしづめつつ過すぐし来るに、えさしもあり果はつまじき御心おきてに、思おもひ疎とほむな。…」  
(真木柱三五九頁)

※新編日本古典文学全集ではこの「な」を感動と解釈しているが、

私は禁止だと思おもう。新潮日本古典集成、新日本古典文学大系、

『源氏物語語彙用例索引 付属語篇』(勉誠社、一九九六年)なども禁止としている。

②5 真木柱の姫君↓鬘黒邸の東面の柱《作中人物↓景物》和歌

今はとて宿離かれぬとも馴なれきつる真木まきの柱はわれを忘るな  
(真木柱三七三頁)

②6 源氏↓夕霧《親↓子》

「…すきすきしき心使つかはるな。…」  
(梅枝四二四頁)

②7 源氏↓夕霧《親↓子》

「…心のままなるふるまひなどもせらるな。…」(梅枝四二四頁)

②8 夕霧↓雲居雁《夫↓妻》和歌

とがむなよ忍しのびにしほる手もたゆみ今日あらはるる袖のしづくを  
(藤裏葉四四二頁)

②9 源氏↓夕霧《親↓子》

「…すぎすぎしき心ばへなど漏らしたまふな。…」

(藤裏葉四四三頁)

③① 源氏↓紫の上《夫↓妻》

「…ひが言聞こえなどせむ人の言、聞き入れたまふな。…」

(若菜上五三三頁)

③② 源氏↓紫の上《夫↓妻》

「…まだきに騒ぎて、あいなきもの恨みしたまふな」

(若菜上五三三頁)

③③ 明石の入道↓明石の君《親↓子》

…後の世を忘れたまふな。…

(若菜上二一五頁)

③④ 明石の君↓明石の女御《親↓子》

「…対の上の御心、おろかに思ひきこえさせたまふな。…」

(若菜上二二三頁)

③⑤ 源氏↓明石の女御《親↓子》

「…あなたの御心ばへをおろかに思しなすな。…」

(若菜上二二九頁)

③⑥ 源氏↓女三の宮《夫↓妻》

「大将に見えたまふな。…」

(若菜上一四九頁)

③⑦ 六条御息所の死霊↓秋好中宮《親↓子》

「…ゆめ御宮仕のほどに、人ときしろひそねむ心つかひたまふな。…」

(若菜下二三七頁)

※六条御息所の死霊が源氏に依頼した、娘秋好中宮への伝言の内容。

③⑧ 源氏↓紫の上《夫↓妻》和歌

契りおかむこの世ならでも蓮葉に玉ある露の心へだつな

(若菜下二四五頁)

③⑨ 源氏↓女三の宮《夫↓妻》

「…ひがひがしく聞こえなす人ありとも、ゆめ心おきたまふな。…」

(若菜下二四八頁)

③⑩ 源氏↓女三の宮《夫↓妻》

「…今さらに思はずなる御名漏り聞こえて、御心乱りたまふな。…」

(若菜下二七〇頁)

④① 源氏↓秋好中宮《養父↓養女》

「…残りの人々のものはかなからん、ただよはしたまふなと、さ  
きざきも聞こえつけし心違へず思しとどめて、ものせさせたまへ」

(鈴虫三八七頁)

④1 玉鬘↓女房《主人↓従者》

「あなかしこ、過ちひき出づな」

(竹河六三頁)

④2 八の宮↓大君と中の君《親↓子》

「…わが身ひとつにあらず、過ぎたまひにし御面伏に、軽々しき  
心ども使ひたまふな。…」

(椎本一八五頁)

④3 八の宮↓大君と中の君《親↓子》

「…おぼろけのよすがならで、人の言にうちなびき、この山里を  
あくがれたまふな。…」

(椎本一八五頁)

④4 八の宮↓年輩の女房《主人↓従者》

「…ゆめゆめ軽々しくよからぬ方にもてなしきこゆな」

(椎本一八六頁)

④5 八の宮↓大君と中の君《親↓子》

「昔の御おもむけも、世の中をかく心細くて過ぐしはつとも、な  
かなか人笑へに軽々しき心つかふななどのたまひおきしを、…」

(総角二四五頁)

※大君から中の君への発言の中で、父八の宮の遺言を持ち出して  
いる。

④6 薫↓中の君《男↓女》

「…いと心憂くつらき人の御さま、見ならひたまふなよ」

(総角二五五頁)

④7 薫↓弁《上位者↓下位者》

「…よし、かくをこがましき身の上、また、人にだに漏らしたま  
ふな」

(総角二五六頁)

④8 匂宮↓薫《上位者↓下位者》

「このごろのほどに、かならず。後らかしたまふな」

(総角二六〇頁)

※山田と私の旧稿では、匂宮と薫を親友同士ということで同等の  
相手と考えていたが、本稿では、帝と明石中宮の溺愛する皇子  
の匂宮と臣下の薫では身分の差があると考えを改め、《上位者  
↓下位者》とした。

④9 匂宮↓中の君《夫↓妻》

「思ひながらとだえあらむを、いかなるにかと思すな。…」

⑤0 薫↓中の君《後见人↓被後见人》  
〔…とうとうとしく思し隔つな〕  
(総角二八一頁)

⑤1 薫↓従者たち《主人↓従者》  
〔ゆめ、その人にまろありとのたまふな〕  
(宿木四八九頁)

⑤2 薫のふりをした匂宮↓右近《主人↓従者》  
〔我人に見すなよ。…〕  
(浮舟一二四頁)

⑤3 薫のふりをした匂宮↓右近《主人↓従者》  
〔…来たりとて、人おどろかすな〕  
(浮舟一二四頁)

⑤4 薫↓浮舟《夫↓妻》和歌  
宇治橋の長きちぎりは朽ちせじをあやぶむかたに心さわくな  
(浮舟一四五―一四六頁)

⑤5 匂宮↓侍従《浮舟付きの女房》《上位者↓下位者》  
〔…わが名もらすなよ〕  
(浮舟一五二頁)

⑤6 時方↓宿守《主人↓従者》

〔…外の人寄すな〕  
(浮舟一五三頁)

⑤7 薫↓浮舟《夫↓妻》  
〔…人に笑はせたまふな〕  
(浮舟一七七頁)

⑤8 匂宮↓浮舟《男↓女》  
〔…疑ひたまふな〕  
(浮舟一八六頁)

⑤9 明石中宮↓下童《上位者↓下位者》  
〔さらに、かかること、また、まねぶなと言はせよ。…〕  
(蜻蛉二五九頁)

※明石中宮が、大納言の君(女一の宮付きの女房)への発言の中で、下童に口外を禁じるよう指示している。

⑥0 妹尼↓僧たちなどの人々《上位者↓下位者》  
〔あなかま。人に聞かすな。…〕  
(手習二八八頁)

⑥1 中将↓浮舟《男↓女》和歌  
あだし野の風になびくな女郎花われしめ結はん道とほくとも  
(手習三二三頁)

⑥2 浮舟の代詠をする妹尼↓中将《姑↓娘婿》和歌

「秋の野の露わけきたる狩衣かりころもむぐらしげれる宿にかこつな」

となん、わづらはしがりきこえたまふめる」(手習三二六頁)

※中将に対して浮舟が返歌しないのを見かねた妹尼が、まるで浮舟の歌であるかのように中将に語った代詠の歌である。「この宿のせいにするな」と中将に禁じているのだが、浮舟が詠んだと中将が思い込めば女から男に禁じるという珍しい例になろうが、妹尼が禁じたのであれば、かつての姑が娘婿に禁じたということになり、義理の《親↓子》ということになろう。「なまかたはなることを、「かくなん聞こえたまふ」と言ふに、」(手習三一八頁)とあるように、妹尼は中途半端で不完全な歌を勝手に浮舟の歌だと偽って中将に語っている。語り手から「なまかたはなること」(中途半端で不完全な歌)と評される妹尼の歌は、若い女性である浮舟の立場から詠むことができずに、かつての姑の立場から婿に対する物言いをしてしまっていて、上位者から下位者に向けての「な」を使っているのだと解釈したい。

⑥3 僧都↓浮舟《上位者↓下位者》

「かかる御容貌かたぢやつしたまひて、悔くいたまふな」(手習三三九頁)

⑥4 薫↓小君《主人↓従者》

「…母に、いまだしきに言ふな」(夢浮橋三八四頁)

以上が、『源氏物語』における「な」の全六四例である。禁止する人とされる人との身分上下関係はどうであろうか。

全六四例のうち、和歌において景物に対して禁止するものが一例(25)、上位者から下位者に対しての禁止が六〇例、それらを合計した六一例が上位者から下位者に対しての使用と考えられ、その割合は九五%である。この割合は極めて高いと言つてよいだろう。

下位者から上位者に対してのものは全六四例のうちの三例しかなく、その割合は五%である。大野や佐藤が言うように、基本的に「な」は上位者から下位者へ使う禁止表現であり、下位者から上位者へ使う「な」は極めて稀であると言つてよいと思われる。

では、その稀な例として、下位者から上位者に対して用いられている三例について詳しく考えたい。以下、その三例の「誰↓誰」《両者の関係》を再び挙げる。

⑦ 若紫付きの女房↓若紫《従者↓主人》

⑧ 六条御息所↓源氏《女↓男》

⑨ 宰相の君(夕霧の乳母)↓雲居雁《下位者↓上位者》

⑦は、若紫に仕える女房が、幼い若紫に対して、「源氏が一晚泊まったことを父宮に決しておっしゃるな」と口止めする発言である。前の晩に源氏が若紫の許に泊まったにもかかわらず、次の夜に源氏は来なかった。源氏と若紫とは男女関係ではないのだが、結婚に準

じて源氏が三日間連続して通って当然と考えるこの女房は、二日目に源氏が来ないことに憤慨し、このことを若紫の父宮に知られたら自分たち女房の責任として叱責されるであろうことを予想して、若紫に口止めをしている。この場合、従者が主人を諫めているので身分的には《下位者→上位者》である。この女房は、不満な気持ちに任せて、本来使うべきではない強い禁止表現を主人に対して使ってしまったのかもしれない。また、諫められた若紫は何のことやら見当もつかない程の幼い様子なので、分別のある大人が分別のない子供を諫めていると捉えるならば、《上位者→下位者》とも考えられる。

⑳ は、内大臣が娘雲居雁を夕霧から引き離して引き取ろうとする時に、夕霧の乳母が雲居雁に対して「内大臣があなたを夕霧以外の男と結婚させようとしても、そのような縁談になびきなさるな」と諫めている発言である。夕霧の乳母は内大臣が夕霧を侮っていることに腹を立てていて、「なま心やましきままに言ふ。」(少女五五頁)とあるように怒りに任せて発言している。この場合、下位者の乳母が上位者の雲居雁に対して諫めているので身分的には《下位者→上位者》である。この乳母は、本来そのような口の利き方をするべきではないのに、憤懣やる方なくて強く言い放ってしまったのかもしれない。また、大人の女房が子供の雲居雁を諫めていると捉えるならば、《上位者→下位者》とも考えられる。

㉑ にしても㉒にしても、不満や怒りの気持ちに任せての発言であ

るから主人に対して失礼な物言いをしてしまったとも考えられるし、また、大人から子供への諷めということで、実は《上位者→下位者》の要素を多分に含んでいるとも言える。

それに比べて㉓はどうであろうか。㉓は、本稿の冒頭に掲げた六条御息所の源氏に対する禁止表現である。いくら六条御息所が年上だからと言って、二九歳の源氏に向かって、大人から子供への諷めということはあり得ない。この場面では六条御息所が「女」と呼称されているので(第五節で挙げる本文の傍線部<sup>a</sup>)、久々の対面によって、かつて男女関係にあった頃の思いが再び蘇っていることが強調されている。そのような男女関係の間柄で、女から男に対して禁止しているのである。

とすると、『源氏物語』において、純粹な意味でまさに下位者から上位者に対して禁止した唯一の例が、この六条御息所の禁止表現ということになる。

## 五 六条御息所の禁止表現

『源氏物語』において「な」は上位者から下位者に対して使う強い禁止表現である。しかし、この強い禁止表現を上位者に対して使った女性が一人存在する。それが六条御息所である。前東宮妃にして前斎宮の母、高貴な文化人ではあるが、夫東宮と父大臣を失って源氏のお忍びの恋人になったが捨てられて、今や病の床に臥して出家

を果たし、栄華の中心から程遠いところにいる六条御息所が、女性であるにもかかわらず、今をときめく内大臣源氏に向かつて言い放ったのである。

それは、六条御息所が亡くなる七、八日前のこと、六条御息所が病臥して尼になったことを聞きつけた源氏が驚いて見舞いに訪れた場面であった。本稿の冒頭に掲げた六条御息所の言葉を、その前後の本文も含めて再び挙げよう。

近き御枕まくらがみ上に御座おましよそひて、脇息けいそくにおしかかりて御返りなど聞こえたまふも、いたう弱りたまへるけはひなれば、絶えぬ心ざしのほどは見えなてまつらでやと口惜しうて、いみじう泣いたまふ。かくまでも思しとどめたりけるを、女メもよろづにあはれに思して、齋宮の御事をぞ聞こえたまふ。「心細くてとまりたまはむを、かならず事にふれて数かずまへきこえたまへ。また見ゆづる人もなく、たぐひなき御ありさまになむ。かひなき身ながらも、いましばし世の中を思ひのどむるほどは、とぎまかうさまにものを思し知るまで見たてまつらむとこそ思ひたまへつれ」とても、消え入りつつ泣いたまふ。

「かかる御事なくてだに、思ひ立ちきこえさすべきにもあらぬを、まして心の及ばむに従ひては、何なにごととも後うしろ見みきこえむとなん思うたまふる。さら①にうしろめたくな思ひきこえたまひそ②」など聞こえたまへば、「いと難むづかきこと。まことにうち頼む

べき親などにて見ゆづる人だに、女親に離れぬるは、いとあはれなることにこそはべるめれ。まして、思ほし人ひとめかさむにつけても、あぢきなき方やうちまじり、人に心もおかれたまはむ。うたてある思ひやりごとなれど、かけてさやうの世づいたる筋④に思しよるな。うき身をつみはべるにも、女は思ひの外ほかにても⑤の思ひを添ふるものになむはべりければ、いかでさる方かたをもて離れて見たてまつらむと思うたまふる」など聞こえたまへば、あ⑥いなくものたまふかなと思せど、「年ごろによるづ思うたまへ知りたるものを、昔のすき心のなごりあり顔にのたまひなすも本意ほんいなくなむ。よしおのづから」とて、：

(落標三二〇～三二二頁)

枕元近くに招き入れられた源氏は、脇息に寄りかかった彼女の弱々しい様子に泣いてしまう。六条御息所も万感の思いで、この世に取り残していく娘前齋宮の世話をしてほしいと言ひ、消え入りそうになりながら泣く。「心を込めて前齋宮の後見をするから不安にならぬように」と源氏が言った時、六条御息所は傍線部③「いと難きこと」と言い返す。父親でもない源氏が後見するのは難しいこと。血の繋がりのある父親に託す場合とて母親と死別した娘は哀れな境遇に陥ってしまいがちであり、ましてや父親でない源氏が若い娘の後見ということになると、妻として世話をするという仕儀いさかになりがちであること。そうなったら娘は、源氏の妻たち同士の諍いさか

巻き込まれて敵を作ることになってしまふこと。そこまで述べた彼女は、「嫌な邪推だが」と前置きをした上で、傍線部④のように強く厳しく禁止を言い渡す。

かけてさやうの世づいたる筋に思しよるな。<sup>(8)</sup>

「決して、そのような、妻として世話しようというお気持ちになりなさるな」——上位者が下位者に厳しく命令するような「な」を使ったこの禁止表現は、下位者から上位者に対して使ってしまったら失礼にもなりかねないような口調であり、源氏の心に鋭く切り込む刃のような言葉であった。続けて彼女は、源氏との関係で辛い思いをした自分の体験から、娘にだけはそのような思いをさせたくないと言う。この時、六条御息所は、苦しい体調の中、息も消え入りそうな状態でやつとこの言葉が発していて、感情に任せて取り乱している風はない。しかし、前節で述べた⑦や⑳の禁止表現の背後に若紫の女房の憤懣や夕霧の乳母の腹立ちの思いがあったことを思えば、静かな六条御息所の言葉の背後には、澁のように沈殿してきた積年の恨み、辛み、怒り、悲しみなどの感情が渦巻いていると考えられることもできよう。

この禁止表現は、『源氏物語』における通常の言葉の使い方の範疇から逸脱し、下位者である六条御息所が上位者である源氏に向かって不遜にも厳しく命令するような特異な語気を持っている。ここに、命の尽きようとする最期の力を振り絞って、失礼をも顧みずに源氏を強く厳しく諫める、ひとかたならぬ六条御息所の気持ちを

読み取らなければならない。物怪となって人をあやめる程、源氏を深く愛し過ぎ、愛することの苦しみを味わい尽くした彼女の、娘にだけは自分と同じ辛酸を嘗めさせたくないという切なる願いが、この特異な強い禁止表現に現われているのである。

言われた源氏は内心、傍線部⑤「あいなくものたまふかな」と思う。「あいなし」は、『日本国語大辞典』第二版に拠れば、「あるまじきことである」「筋違いなことと当惑する」「度を越して、よくない」などの様々な意味がある。六条御息所の発言を聞いた源氏の「あいなし」という不快感は、前齋宮への好色心をズバリと指摘されたばつの悪さを表わしているようだが、加えて、六条御息所の失礼な物言いに対する不快感も含まれているのではないだろうか。<sup>(9)</sup>

この場面では、傍線部⑥「さらにうしろめたくな思ひきこえたまひそ」のように、上位者である源氏ですら六条御息所に対して柔らかい禁止の「な―そ」を使っている。にもかかわらず、下位者である六条御息所が強い禁止の「な」を使ってきたのである。

さらに言えば、この物語の唯一絶対的な主人公である光源氏は、他者に「な」と禁止された経験はほぼ無いと言ってよい。源氏は父桐壺院からの誠めを受ける時ですら、「な」と言われたことはない。桐壺院は、第四節の⑩に挙げたように朱雀帝に対しては強い禁止の「な」を使っているのに、第三節の⑬⑭に挙げたように源氏に対しては柔らかい「な―そ」の表現を使っている。ただ一度だけ源氏が他者から「な」と禁止されたのは、第四節の⑫に挙げた朱雀帝の歌



「宮柱めぐりあひける時しあれば別れし春のうらみのこすな」においてである。この朱雀帝の表現は、父桐壺院の遺言に背いて源氏を都から追放してしまったという慚愧の思いを嘯みしめながら、それでも自分は帝で源氏は臣下であるという上下関係を「な」を使って示すことによって、かろうじて自尊心を保とうとした虚勢の言葉であるう。しかも、それですら和歌というオブラートに包まれているので、命令口調が緩和されている。和歌の言葉ではなく、会話の言葉として源氏に対して露骨に「な」を使ったのは、この六条御息所のみということになる。「な」と言われた源氏の「あいなし」という感情には、六条御息所の発言内容が不快だっただけでなく、表現に対する不快感、すなわち、下位者のくせに礼儀を欠いた高飛車な物言いへの違和感もあったのではないか。

この六条御息所の言葉は遺言となり、源氏の心に深く刻み込まれることとなる。六条御息所が亡くなった後、娘前斎宮の処遇をめぐる物語が展開する。源氏の心内語に「世の中の人もさやうに思ひよりぬべきことなるを」（濬標三二一六頁）とあるように、源氏が六条御息所の娘を妻にするであろうことは世間の人の予想するところであった。また、六条御息所の鋭い洞察の通り、源氏は前斎宮に対して好色な思いを抱いていた。しかし、この六条御息所の強く厳しい特異な禁止表現こそが、源氏の好き心を牽制することになるのである。

#### 注

- (1) 山田昌裕・井野葉子「『源氏物語』の文法講座——禁止表現」(西沢正史企画監修・上原作和編『人物で読む『源氏物語』第七卷——六条御息所』勉誠出版、二〇〇五年)
  - (2) 松尾捨治郎『國語法論攷』(文学社、一九三六年)。「國語法論攷」(追補版、白帝社、一九六一年)の八二六〜八三三頁
  - (3) 大野晋「源氏物語のための文法」(『国文学 解釈と鑑賞』第二十四卷第十二号、至文堂、一九五九年十月)
  - (4) 佐藤宣男「な」と「なこそ」(『文芸研究』第六十三集、一九七〇年一月)
  - (5) 細川英雄「中古散文資料における「ナ」・「ナ」の差異について」(『国文学研究』第六十二集、一九七八年六月)
  - (6) 用例の検索については『源氏物語語彙用例総索引 付属語篇 第二巻』(勉誠社、一九九六年)などを参考にしているが、『源氏物語語彙用例総索引』とは見解が異なる部分がある。『源氏物語語彙用例総索引』では「いとおよすけても恨みはべるななりな」(少女巻二三頁)を禁止の例として入れた上で「な」の全用例数を六五例としているのだが、これは禁止ではなく詠嘆と思われるので、本稿ではこの一例を除いた六四例を全用例数と考える。また、『源氏物語語彙用例総索引』では「なこそ」の全用例を九一例としているが、私の調査ではさらに三例ある(本稿の第三節に挙げた④⑥⑨⑩)と思われるので、本稿の考える全用例は九四例である。
- 用例の調査は膨大な作業であるがゆえにミスをしやすい。お恥ずかしながら、山田と私の旧稿では全用例を数えたつもりで

あったが、用例に漏れがあったので、本稿を以って訂正したい。

(7) 此島正年『国語助詞の研究』（桜楓社、一九六六年）の三八

〇～三八一頁

(8) 六条御息所の禁止表現「おほしよるな」の本文については、

『源氏物語大成』『河内本源氏物語校異集成』『源氏物語別本集成』『源氏物語別本集成続』に拠れば、河内本の各筆源氏（東山文庫蔵）、別本の麦生本と阿里莫本と御物本（東山御文庫蔵）の四本だけが「おもほしよるな」という本文になっているが、禁止の「な」については揺れることがない。また、別本の静嘉堂本（静嘉堂文庫蔵）は「おほしよる」となっていて、書写のミスで「な」を欠脱したものと思われる。よって、六条御息所の特異な禁止表現の「な」については、諸本一致していると思えてよいであろう。

(9) 「あひなくもたまふかな」について、注釈書類はどのように解釈しているのだろうか。

『細流抄』は「あひなくも」の部分に「あぢきなくも也」と注を付けている。『細流抄』の「あぢきなく」は前齋宮への好色心を指摘された不快感、前齋宮への恋心を阻まれることへの本意な気持ちであろうか。現代の注釈書では、新編日本古典文学全集が「あらずもがなの、不穏当と思う気持。娘への源氏の好色心を警戒しての言葉に対して、源氏は痛くない腹をさぐられる思い」と解釈している。

『萬水一路』は「あひそなき心なをよく叶へり」と注を付けていて、六条御息所の人当たりの悪さ、無愛想さを指摘している。

『岷江入楚』は「御息のありのままにのたまふをかくおぼす

也」と注を付けていて、婉曲表現をしなかった露骨さへの不快感と解釈している。それを受けてか、現代の注釈書では、日本古典全書が「ずけずけとおっしゃる事よ」、玉上琢彌『源氏物語評釈』が「ずけずけおっしゃる事だ」、新日本古典文学大系が「言いにくいことを平気でおっしゃることよ」と訳している。古注から現代注にかけての解釈をまとめれば、六条御息所の発言内容と、その表現が露骨で無愛想だったことが、源氏にとって不愉快だったと指摘しているようである。本稿では、その表現への不快感の中に、禁止表現「な」を使った失礼な物言いに對する不快感が含まれていたであろうことを主張しておきたい。

※『源氏物語』の本文は新編日本古典文学全集に拠り、適宜（ ）内に卷名、頁数を示す。古注の本文は源氏物語古注集成に拠り、適宜、濁点を付し、私に表記を改めた。

(いのように) 本学教授